

令和8年度宮崎県外国人材受入・定着支援センター設置・運営等業務

企画提案競技に関する質問回答書

令和8年3月10日

No.	該当頁 該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書 3-(1) -①	<p>・相談窓口の設置に関して 宮崎県内に所在するグループ会社の拠点を相談窓口として設置して差し支えないか。 また、相談対応業務をグループ会社へ再委託することに問題はないか。</p>	<p>相談対応は本業務の中核であるため、再委託は想定していません。 このため、グループ会社の拠点に相談窓口を設置することは、原則として認められません。</p>